第4回「誰かに話したくなる」

遺言と信託の無料セミオー®もえき

【テーマ】新しくなった民法で、相続や遺言の何かが変わる!

【日時】7月18日(木)13:30~14:30

【場所】雑貨の店 もえぎ 「もえぎルーム」

【ご予約】047-326-3664(もえぎ)

047-702-9622 (ふじ行政書士事務所)

7月1日,実に40年ぶりに,民法の「相続法」と呼ばれる分野が大きく変わりました。配偶者居住権の新設,遺言の方式緩和,遺産分<mark>割前の預金</mark>の払戻し制度…などなど, ニュースや新聞でご覧になった方も多いかと思います。

昭和55年の改正以来、社会の高齢化はさらに進みました。それにつれて被相続人(亡くなった人)も相続人(残された人)も高齢になっているため、残された配偶者の方の保護の必要性が高まっていました。また、自筆証書遺言のルールを緩やかにすることで少しでも多く利用してもらい、相続が円滑に行われるようにという配慮など、今回の見直しはさまざまな社会経済情勢の変化に対応するものです。

と、まあ小むずかしいお話はさておき、「で、結局何が変わるの?」というところが今回のテーマ。

「誰かに話したくなる」というタイトルの通り、「こんど法律が変わって〇〇〇になったのよ!」と、お友だちに話せるような、もしかしたらみなさんご自身やお友だちに関係してくるかもしれない点を中心に、改正のポイントをわかりやすくお話しします。ぜひお運びください!(セミナー終了後、通常通り無料法律相談も行います。相続のこと、認知機能の衰えたご家族のこと、遺言を書きたいなど、なんでもご相談下さい! ※ご希望の方の人数によりお時間が限られる場合もございます。何卒ご了承下さい。)

ふじ行政書士事務所 行政書士・防犯設備士 藤岡 みち子 (東西線行徳駅近くで奮闘している50歳の女性行政書士です。)